3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令
⑴　停止を命ずる営業の範囲
全国における舗装工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。
（注１）　「舗装工事業に関する営業」とは、注文者から舗装工事を請け負う営業をいう。
（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。
⑵　期間
平成29年１月６日から平成29年３月６日までの60日間
4　処分の原因となった事実　三井住建道路株式会社は、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第３条に違反するものとして、平成28年９月６日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けるとともに、同法違反により起訴された社員は懲役刑、同社は罰金刑の判決を平成28年11月１日に受け、各々その刑が確定している。
このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第２１８号
釧路市文苑２丁目16番１号
債務者　カフェレスト森のうさぎこと　古川　道子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　那知　　哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月15日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第４８４号
兵庫県姫路市書写181番地10
債務者　鎌谷　裕貴
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　陽平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１０８号
福岡県飯塚市綱分834番地14　ウエストウイングＣ101
債務者　植杉　　清
1　決定年月日時　平成28年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小山　明輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第１０９号
福岡県飯塚市綱分834番地14　ウエストウイングＣ101
債務者　植杉　昭代
1　決定年月日時　平成28年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小山　明輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第１１７号
福岡県久留米市江戸屋敷２丁目４番52号　フローレンスⅡ201号
債務者　なかしま青果こと　中島　　修
1　決定年月日時　平成28年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角倉　　潔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１７９号
大分県津久見市入船西町３番１号
債務者　吉岡　初幸
1　決定年月日時　平成28年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須賀　陽二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月28日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１１９号
福島県郡山市字桑野北町208番地　稲荷マンション202号
債務者　服部　和志
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小室　未来
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第１６７１号
札幌市西区二十四軒４条５丁目４番８号　コーポさつき203号
債務者　猪狩　幹雄
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂口　唯彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９６０号
札幌市豊平区水車町１丁目８番18―405号
債務者　藤原　真弓（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　　博和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月28日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３３０号
埼玉県本庄市東台１丁目３番14号　オリンピア東台307
債務者　ウルコムエージェンシーこと　原田　俊光
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　裕樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第４１９号
熊本市中央区黒髪６丁目12番33号　206、前住所熊本市中央区渡鹿６丁目６番45号
債務者　村川　裕輔
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金子　明真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１８１８号
名古屋市中区松原３丁目２番30号　宝マンション松原903号
債務者　田川　兼三
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊東　正晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月９日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５６７号
埼玉県上尾市大字上730番地　しらこばと団地29―102
債務者　川口　弘幸
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　布施　俊輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月13日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係